



Title	唐の州県百姓と過所の発給 : 唐代過所・公驗文書割記(1)
Author(s)	荒川, 正晴
Citation	史観. 1997, 137, p. 4-18
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/88441">https://hdl.handle.net/11094/88441</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

## 唐の州県百姓と過所の発給

—唐代過所・公驗文書劄記(1)—

## 一 はじめに

唐の帝国秩序を支えた通過公証制度が、制度として如何なる内容を有していたのか、この問題についてはこれまでにも多くの研究者が論じてきた。とりわけ通行証明書の一つである過所と公驗に関しては、入唐僧が将来もしくは日記に伝えたものがあるほか、トゥルファン・敦煌文書にも豊富な関連史料が残されており、既にこれらに対する研究も積み重ねられている。なかでも日本の礪波護氏の論稿は、現在利用できるすべての過所と公驗文書を、写真・録文ともに網羅的に掲載しており、これを機に同文書の研究が大きく進展することは疑いない。<sup>(1)</sup> これまでの研究の足跡については、礪波氏による詳細な整理に譲るが、<sup>(2)</sup> 過所が基本的に閩津を通過する際に必要と

なる通行許可書であること、また過所が地方では府州などで発給されるのに対して公驗は県でも発給できるものであること<sup>(3)</sup>は、現時点での大方の研究者の共通認識ともなっているといつてよからう。しかしながら、現在のところこうした豊富な研究蓄積をもってしても、過所や公驗の性格が必ずしも十分に明らかにされているわけではない。とくに豊かな情報を提供するトゥルファン文書については、今後さらに分析を深めてゆく余地がある。

本来、過所と公驗を検討するに当たっては、唐の通過公証制度全体の中にこれらを位置づける作業が必須となるが、これに関しては別に論ずる予定でいる。ここでは過所・公驗関係文書に対するこれまでの研究成果を踏まえて、同文書を再度分析し、そこから新たに付加すべき情報を引き出しおきたいと思う。ただし紙幅の関係で、多くの過所・公驗関係文書のうち、先ずトゥルファン出土「唐

荒川正晴

開元二十一年(七三三)西州都督府案卷為勸給過所事」文書を取り上げ、その一部について考察する。引用する文書部分は全文にわたって試訳を付し、それを踏まえて本稿では、唐の百姓が本貴州の官司に申請書を提出してから裁可を経て過所を受け取るまでの過程を、文書行政の流れを中心として確認することに重点を置く。過所の発給過程に関しては、既に多くの研究者が検討を加えているが、本稿がこれまでの考察をさらに深めるものとなれば幸いである。

## 二 都督府・州発給の過所とその書式

唐の発給した過所としては、以下に掲げる五点のみが現存する。<sup>(4)</sup>

	A	B	C	D	E
所藏機関	三井寺	三井寺	敦煌文物研究所	新疆维吾尔自治区博物馆	新疆维吾尔自治区博物馆
発給年月日	大中九年十一月十五日	大中九年三月十九日	天宝七載四月十日	開元二十年三月十四日	八世紀
発給官司	尚書省司門	越州都督府	沙州	瓜州都督府	西州都督府
受給者	円珍	円珍		石染典	年某
最終目的地	越州都督府	上京(長安)		安西都護府	京兆府

これまでの研究によれば、唐において過所を発給する権限は、中央は尚書省司門や親王府が、地方にあっては戸曹あるいは司戸を置く京兆・河南・太原の三府および都護府・都督府・州などが有していた。<sup>(5)</sup>これに対して現存する過所は、上掲一覽表のAが中央より発給された過所であるほかは、何れも地方の都督府・州が発給したものである。ただしA・B・Dがそれぞれ発給官司の朱方印が発給日の部分に捺され、<sup>(6)</sup>実際に申請者に発給された過所であることが明白であるのに対して、CとEは現存部分には朱方印が認められず、ともに発給申請者に給付された過所そのものではなく官司に留められた写しである可能性が認められる。しかしながら写しであっても内容は発給されたものとはほぼ同一であろうから、これらを唐の過所として一括して検討して差し支えないであろう。

言うまでもなく、過所は官印を有する公文書であり、唐の公式令にも「過所式」が規定されていた。<sup>(8)</sup>この公式令所載の「過所式」の書式については、「符式」であったとする見解があるが、現時点ではこの書式が如何なるものであったのかは詳らかではない。確言できるのは、中村裕一氏が指摘されているように、<sup>(10)</sup>中央より発給された過所(前掲A)が「符式」に準じて作成されているのに対して、地方の官司が発給する過所は、後掲のごとく中央発給のそれとは書式を異ならせていることである。中村氏および小野勝年氏の検討を踏まえ、<sup>(11)</sup>後の検討に資するため、現存する八世紀代のDと九世紀代のBに基づいて、地方官司より発給される過所の書式を改めて復元し

ておくと以下のようなになるう。

- ① 発給都督府・州名
- ② 発給対象者と同行の人・畜の内訳
- ③ 目的地＋「已来（路次）」。「幸依勘過」。

「府」 官員名。

- ④ 「戸曹参軍」 「官員名〔自署〕」。

「史」 官員名。

- ⑤ 某年某月某日＋「給」。

中央で作成される符式の過所と同様に、地方府州のそれも、冒頭①に過所を発給する官司名が、②に字下げをして発給申請者および申請者に同行する人・畜および携帶品等の内訳が列記される。記載にあたっては、発給申請者や同行人（家族・作人・奴婢）は身分・姓名・年齢などが、同行の駄畜には種類・毛色・牡牝去勢の別、正頭数・年齢が注記される。<sup>(12)</sup>

その後、過所の本文③が続くが、冒頭に目的地に「已来」を付け加えた定型句が記される。この「已来」が「〜まで」を意味することとは、多くの文書・編纂史料より裏付けられる。<sup>(13)</sup> この部分は、前掲Aの符式の過所の冒頭に「（地名）＋已来路次関防主者（〜までの途次にある関所や軍事施設の責任者に）」とあるのに相当するもので、発信元となる①の府州が、目的地までの路次にある関所等の責任者に宛てて発することを明記する部分であったことがわかる。そ

の後に、人数・駄畜数、さらに場合によっては携帶品が列記され、続いて申請者の牒（辭）<sup>(14)</sup>などが引用された後に、都督や刺史の判を得て給付されたことが記される。この③の末尾には「幸依勘過」が常套句として添えられたようである。

続く④は、審査を担当した戸曹司の官員の名を載せる部分で、下段に載る戸曹史もしくは府が本過所を作成している。過所の正本では上段の「戸曹参軍」の官員名の部分には参軍自筆のサインが書き込まれる。

最後の⑤の部分は過所の発給日で、既に礪波氏が指摘されたように数字は大字で書かれる規定になっている。<sup>(15)</sup> ⑤の末字に「給」とあるのは、符式の過所では「下」となる部分で、③の末尾の「幸依勘過」とともに、都督府・州発給の過所が通常地方府州で多用される「符」・「牒」・「帖」などといった官文書とはその性格が異なっていたことを明示している。また過所の正本には、基本的には⑤の部分に発給官司の官印が捺されることになる。<sup>(16)</sup>

### 三 過所の発給過程

さて前節に検討した都督府・州発給の過所がどのような手続きを経て発給されるかについては、幸いにトゥルファンのアスターナ五〇九号墓より、その実態を検討できる官文書が多数出土している。

この中には、以下に掲げるような人々の過所・公驗発給に関わる案

件が存在している。

①西州高昌県百姓、麴嘉琰。

②西州百姓、石染典。

③福州都督府長史唐循忠姪、唐益謙。

④甘州張掖県人、薛光泚。

⑤康大之。

⑥安西鎮滿放婦兵、孟懷福（本貫、坊州）。

⑦安西給過所放還京人、王奉仙（本貫、京兆府華源県）。

⑧北庭都護府金滿県百姓、蔣化明。

⑨興胡（外来ソグド人）。

先に検討した過所の書式自体は八・九世紀を通じてほぼ統一されていたようであるが、その発給の過程については、時代的な変遷を考慮しなければならぬであろうし、また同一時期にあっても、申請者が唐国内の百姓・行客か外国人かで、発給の過程が違ってくることは言うまでも無いであろう。さらには発給された過所そのものには、有効日限が設定されていたらしく、日本養老律令では三〇日<sup>16</sup>が過所の有効期限となっている。先のC・Dの過所から、唐の場合でも過所の「改給」が行われことが確認でき、日限は明確ではないが、規定の日限を越えた場合には、所在の官司より改めて過所を給付してもらわなければならないか。従って、その発給過程を考察するにあたっては、州県百姓の場合に限定して考えても、まず(A)

本貫の府・州を離れる際に本府・州より発給される過程と、(B)通行途次の州で過所を改めて発給してもらうそれとに区別する必要がある。さらにこの(A)と(B)にあっても、同じく百姓であっても申請者の性格によって発給の過程が相違していたことも十分に予想され、それらも考慮に入れて検討を加えねばならないであろう。ここではまず、(A)に属する上掲①西州高昌県百姓、麴嘉琰のケースについて考察する。

### (一) 麴嘉琰関連文書の録文と和訳

前掲①麴嘉琰の案件が貼り継がれているのは、冒頭で述べたトゥルフファン出土の「唐開元二十一年(七三三)西州都督府案卷為勘給過所事」文書<sup>17</sup>である。本文書には、このほかにも、⑥・⑦・⑧・⑨の案件が載せられているが、何れも後掲の戸曹參軍、「元」(梁元璵)<sup>18</sup>の署名が紙縫の裏に見えており、これらが西州都督府戸曹司で処理され貼り継がれたものであることは明らかである。長大な文書であるので、関係部分(1〜6、50〜68行目)のみの移録と和訳を掲載する。ちなみに中略した部分には、⑥の坊州を本貫とする安西鎮滿放婦兵の孟懷福の案件が挟みこまれている。

※(録文は通用漢字を使用する)

1 戸曹參軍「元」

2 史

3 正月廿四日受、廿五日行判。

4 錄事元賓 檢無稽失。  
 5 功曹撰錄事參軍 思 勾訖。  
 6 下高昌郡為勸翹嘉琰去後何人承後上事。

(中略)

50 高昌郡 為申翹嘉琰請過所由具狀上事  
 隴右別 敕行官、前鎮副翹嘉琰、男清年拾陸。奴烏鷄年拾貳、  
 51 婢千年拾參、已上家生。

52 作人王貞子年貳拾陸、駱敬仙年貳拾參。驢拾頭八青黃、二  
 鳥、馬壹疋驢 (a)。

53 右被符稱、得上件人牒稱、今將前件人畜等往隴右。恐所  
 在閔鎮守捉、不

54 練行由、請給過所者。翹嘉琰將男及作人等赴隴右、下高  
 昌郡勸責 (b)。去後何

55 人代承戶徭 (c)、并勸作人是何等色、具申者。准狀責  
 問、得保人翹忠誠等

56 五人款、翹琰所將人畜、保並非寒盜 (d) 誣誘等色者。  
 又問里正趙德宗款、上

57 件人戶當第六。其奴婢先來漏籍、已經州司首附 (c) 下  
 鄉訖。在後雖有小男

58 二人、並不堪祗承第六戶。有同籍弟嘉瓚見在、請追問  
 (f) 能代兄承戶否。

59 其驢馬奴婢、並是翹琰家畜者。依問弟嘉瓚得款、兄嘉琰  
 去後、所有戶

60 徭一事以上、並請嘉瓚祗承、仰不闕事者。依問翹琰、得  
 款、其作人王貞子

61 駱敬仙等、元從臨洮軍來日雇將來、亦不是諸軍州兵募、  
 逃戶等色

62 者。依問王貞子等。得款、去開元廿年九月、從臨洮軍、  
 共翹琰驅馱客作到

63 此。今還却共翹琰充作人、驅馱往臨洮軍。實不是諸軍州  
 逃兵募、

64 健兒等色者。翹嘉琰請將男及人畜等往臨洮軍、請過所。  
 勸責

65 狀同 (b)、錄申州戶曹聽裁者。謹依錄申。  
 66 一日 勸<sup>(19)</sup>

67 朝議郎行錄事參軍撰令上柱國 沙安 朝議郎行丞上柱國 才感  
 (中 欠)

68 給翹嘉琰為往隴右過所事

(和訊)  
 (前 欠)  
 戶曹參軍 「元」〔梁元瓌〕。

史 府

正月廿四日、(録事司)受理す。(正月)廿五日、(戸曹司)判(処決)を行う。

録事の「元賓」検べたが遅滞・失錯〔遅滞して判決が出るのが遅れること〕はない。

功曹、撰録事参軍の「思」〔宋九思〕。勾しおえた。

高昌県に(符を)下して、麴嘉琰が去りたる後に、誰が後を引き受けるのか取り調べて報告させる件。

高昌県より、麴嘉琰の過所申請につき、担当官が状を具し上申したる件。

隴右の別敎の行官、前鎮副の麴嘉琰。息子の清、年十六。奴の烏鶏、年十二。婢の千年、年十三。以上はすべて家で生まれた(奴婢)。

作人の王貞子、年二十六。駱敬仙、年二十三。驢は拾頭、うち八(頭の毛色は)青黄〔あおげで黄褐色系の馬?〕・二(頭の毛色は)烏〔くろげ〕。馬は老疋、(毛色は)驢〔かげ〕。

右は(西州都督府の)符に「上件人麴嘉琰」の牒を得たところ『今、前件の人畜等を率いて隴右にまいります。途次の関・鎮・守捉が、往來の事情をよくわからないことを恐れ、過所の支給をお願い申しあげ次第です。』と言ってきている。麴嘉琰は、息子および作人等を率いて、隴右に赴こうとしているが、高昌県に(符を)下して(高昌県が関係者を)勘(とら)べて状(弁辭)を取ることを命ずる。去り

たる後、誰が代って戸徭を受け継ぐのか。并せて作人がどのような素性のものなのか勘(とら)べて具に上申せよ。』と言ってきたものです。

(この西州都督府の符の)状に準じて責め問いただしたところ、保人の麴忠誠等五人の款(弁辭、尋問調書)を得るに、「麴琰の將いる人畜は、すべて盗んだり騙し取ったりしたものではないことを保証します。』と言っています。又、里正の趙徳宗の款では、「上件人の戸は、第六(等戸)に当たります。其の奴婢は先來、戸籍に漏れていました。既に州の役所に対して自ら申し出て附籍し、(そのことは州司より)郷に下達し終わっており。後に小男二人がいるといつても、いずれも第六(等)戸を受け継ぐに堪えるものではありません。同じ戸籍に弟の嘉瓚がおり、現に居住していますので、兄に代わって戸を受け継ぐことができるかどうか呼び出して尋問することを要請いたします。その驢・馬・奴婢は、すべて麴嘉琰の家畜です。』と言っています。(また)弟の嘉瓚を呼び出して問ひ質して得た款には、「兄の嘉琰が去った後、戸徭はすべて嘉瓚が受け継ぐことを求め、決して穴をあけません。』とあります。(さらに)麴琰を呼び出して尋問して得た款によると、「その作人の王貞子と駱敬仙等は、もとは臨洮軍より雇って率いてきたもので、諸軍州の兵募や逃戸などの輩ではありません。』とあります。(また作人の)王貞子等を呼び出して尋問して得た款によると、「去る開元廿年九月に、臨洮軍より麴琰に運搬のための作人として雇われ、ともにここ西州に到着いたしました。今、帰還するに、(また)麴琰の運搬

のための作人として臨洮軍にまいます。真実、諸軍州の逃亡した兵募や健児などの輩ではありません。」とあります。麴嘉琰は、息子および人畜などを率いて、臨洮軍に往くことを申請し、(併せて)過所の発給を請求しております。勘べて状(弁辞)を責めたところ(申請内容に)相違ありません。録して州の戸曹に上申し、裁可をお願い申しあげる次第です。謹んで録して上申いたします。

「一日に勘べた。」

朝議郎(正六品上)・行録事參軍・撰令・上柱國 沙安 朝議郎・行丞・上柱國 才感

(中 欠)

麴嘉琰に隴石へ往く過所を給したる件。

【語釈】

(a) 毛色といっても馬全体の色ではなく各部の色の組合せで名付けられている。「古今合璧事類備要」別集巻八一・畜産門・馬、格物総論の条など参照。

(b) 「勘責」・・・先に「天宝十四載三月交河郡長行坊典牒」を取り上げた際に(荒川一九九三、二八〇三頁)、石川重雄氏より同文書に見える「勘責」について、これを「勘責(状)」として理解すべきこと、「責状」とは「清明集」の例などを念頭に置いた上で、官府の決済に対し被告人から「(お裁きのとおり相違ございませぬ、罪に甘んじますと)その旨一筆とる」意味であるこ

と、さらに「勘責状同」について、これを「取り調べ、内容に相違ない旨本人より一筆とるのは他の事例と同様にする」意味であることを指摘していただいた。ここでも「勘責」は、「勘責状」を略した語と解し、これを後載の「勘責状同」という表現と併せて検討すべきであると判断する。すなわち「勘責状」とは、取り調べて状を責めることである。ただし、この状とは石川氏が指摘されたような単なる宣誓書・同意書の類ではなく、「西州都督府案卷為勘給過所事」文書などに伴に貼り継がれている、尋問調書である「弁辞」を意味すると考えられる。さらに「勘責状同」の「同」は、内容がおなじであると解する方が妥当であろう。即ち、取り調べて状(弁辞)を責めたところ(過所を申請する)牒の内容と同じである、と解することができる。なお「勘責状同」という解釈から、過所に見える「勘責状同此已」は、「勘責状同此、已」ではなく「勘責状同、此已」であることが明らかである。

(c) 「戸徭」・・・麴嘉琰の戸が負担すべき徭役。徭役が戸単位であること、さらにそれが戸等に応じて軽重があることは大津透氏により明らかにされている。大津一九八八、一一〇～一二〇頁。

(d) 「寒盜」・・・この語に関して、王樹枏氏は『新疆訪古録』巻二「唐上元二年買馬私契」において「当時の俗語で、人の貧寒で盗みをするものを言う」という説を主張している。なお仁井田陞氏も、この王氏の説を掲げている。仁井田一九六〇、六五四頁注(14)。

あるいは「寒」は「寒」の假借とも言う。程一九九一、二四八頁。

(e) 「経官司首附」・「唐律疏議」卷四、名例五に「諸盜、詐取人財物而于財主首露者、与経官司自首同。」の「経官司自首」とあるのと同様であり、州の役所に対して自ら申告して附籍した意味に解した。滋賀一九七九、二三二～二三五頁および錢一九八八、五一～五二頁参照。

(f) 「追問」・「追」には「身柄を拘束する」あるいは単に「呼び出す」という程度の意味があるが、ここは後者の意味で使われていると見られる。先の「責問」が申請者に対して法的責任を負うべき立場の人への尋問であるのに対して、「追問」とは単に関係者を呼び出しての尋問であることがわかる。

## (2) 西州高昌県百姓に対する過所の発給過程

本文書は、西州高昌県という限定された場であるが、唐において本貫州を離れる百姓にどのような過程を経て過所が発給されていたかをうかがうことができる貴重な史料である。はじめに述べたように既に多くの研究者により検討されているが、ここではとくに王仲孳・程喜霖・呉震・杉井正臣・中村裕一諸氏および内藤乾吉氏の研究を踏まえながら、本文書および先に検討した都督府・州発給の過所に拠って、申請者が申請書を提出し過所を給付されるまでの過程をできるだけ詳細にトレースしておきたい。なおその際、重要な割にはこれまであまり注意を払ってこなかった、文書行政の要と

なる録事司の役割に留意して検討する。まず考察の便宜上、1～6行目の部分を(A)文書、50～68行目の部分を(B)文書としておく。

### 《後掲図表【1】の手続きの流れ》

(A) 文書は、1・2行目の記載からその前欠部分に、西州府の録事司から回付されてきた文書を戸曹司の府・史が担当官司員として処理し、それに対して戸曹參軍が「判」(処決)を下した部分が存在していたことがわかる。録事が受理したのが、3行目より「正月廿四日」であることが知られるので、戸曹參軍は翌日に判したことがわかる。ではこの録事が受理した文書とは何であろうか。ここで注目すべきは、前掲(B)文書の53行目に「右被符称、得上件人牒称」とあることであろう。(B)文書は、既に多くの研究者が指摘するように、高昌県が西州都督府・戸曹司に宛てた上申書であり、ここに掲げた53行目の一文は前掲の和訳のように訳出できる。即ち、西州都督府では高昌県に対して下した符の中で、麴嘉琰の申請書の内容を改めて引用して通達しているのである。このことは、高昌県が州より符の下達を受けてはじめて過所の申請書と接したことをうかがわせるとともに、西州高昌県に付籍される百姓は、県に対して過所申請の牒(あるいは辭)を提出するのではなく、その窓口は州にあったことを推測させる。おそらくこの背景には、西州都督府司と高昌県司がともに高昌城(カラールホージャ)内に置かれて

いたことがあろう。郭下県でなければ通常は県が窓口になり申請書を州に上申したと考えられる。

この検討から、(A) 文書の前欠部分にあったと考えられる西州都督府録事が受理した文書とは、麴嘉琰の過所申請の牒であったと推測できるのである。録事が申請書を受け付けた後には、おそらく都督が「付司」あるいは「付判」と書き入れてサインし関係官司に廻付すべきことを指示したと見られる<sup>23</sup>。それを承けて再び録事が、「受事・発辰」(受付・発日)の記録とともに、録事参軍の職掌である「付事」(担当官司の決定とそれへの廻付)の記載を前もって書き入れ、最後に「監印」(官印の管理)の職掌も有する録事参軍が署名と西州都督府印を捺した上で、録事司より担当官司(本文書では戸曹司)へ廻付したと見られる。この時、府州印を捺した録事司では「印歴」(西州都督府之印)を捺印した文案の目録<sup>24</sup>に、この牒の簡潔な要約を「事書き」で書き付けたと推定される。この「印歴」はおそらくは「西州都督府到来文案目録」としての性格をもっていたと見られる。

結局、その申請書の処理に当たった戸曹司では、「高昌県に符を下達して、麴嘉琰が去った後に誰が後を引き受けるのか取り調べよ。」と判(処決)したらしく、そのことは(A) 文書の末尾に見えるいわゆる「事書き」よりうかがえる。その後、戸曹府・史は高昌県への符の作成と共に、これまでの一連の文案(過所申請の牒+録事司および戸曹司の処理)の後に付す文案の作成に従事したと考

えられる。前掲の(A) 文書の1・2行目は、この文案の後半部であり、戸曹参軍と録事・録事参軍の署名部分のみを残して作成することになる。最後に戸曹参軍が自署して、3・4行目にあるように本案件処理の稽失(遅滞・失錯)のチェックを受けるために、これを録事司に回すことになる。録事司では、録事・録事参軍がそれぞれ検・勾することになる<sup>(25)</sup>。ただし内藤氏の検討によれば、一五日ごとに関連文案を官司で成差する規定になっているので、おそらくは戸曹司において一五日ごとの定められた日に関連案件を成差した上で録事司に送り、その後「庫」に納めたものと考えられる。

#### 《後掲図表【II】の手続きの流れ》

一方、符の作成も命じられた戸曹府・史は、高昌県への符を控えとともに作成すると、戸曹参軍の署名を経て、官印を受けるべく録事司に正本の符を送付する。録事司において録事参軍がこれに官印を捺し、録事が「印歴」に書き入れてから、所由司(ここでは戸曹司)が符を高昌県に下達したと考えられる。この「印歴」は先の到来目録に対して、「西州都督府発出文案目録」としての性格を有するものである。

さて(B) 文書の53く55行目より、下達された符の内容が「得上件人陳称、今将前件人畜等往隴右。恐所在関鎮守捉、不練行由、請給過所者。麴嘉琰将男及作人等赴隴右、下高昌県勘責。去後何人代承戸徭。并勅作人是何等色。具申。」であったことが知られる。

この符を承けた高昌県では、保人、里正、弟、申請者、作人の順で取り調べを行ったことが高昌県より西州都督府に宛てた上申書（B）文書より知られる。県司での文書手続きの過程は省略するが、県は符の指示通りに、魏嘉琰が率いる人・畜の身元を取り調べるとともに、彼が西州を離れた後に誰が戸徭を継承するのかを明確にしたことが知られる。ここでは戸籍を同じくする弟がこれを受け継ぐことが決められたことが、彼の「弁辞」「款」（尋問調書）より知られる。この上申書では確認できないが、「弁辞」「款」には、その末尾に尋問調書の内容と相連した場合に処罰されても仕方ない旨、記されているものもある。

こうした上申書を受けて、西州都督府の戸曹司では改めて魏嘉琰の過所発給について処理が行われ、その事実関係の報告書を府・史が作成し、それに対して戸曹参軍が処決を加えたものと思われる。さらに、それを司馬・長史らが承認（通判）し、最終的に都督による決済を経たものと思われる。その後、戸曹参軍はこれを承けて、①過所の作成と②これまでの一連の文案（高昌県の上申書＋戸曹司の処理＋都督等の決済）の後に付す、録事司の勾・検を受けるための文案の作成を府・史に命じたと考えられる。②のその後の処理経過は先に述べた【I】の手続きの場合と同じである。従って現在中欠となっている部分には、高昌県の上申書を受け取った後の前述した西州府での一連の処理があったはずで、おそらく68行目は最後の「事書き」の部分だけが残存したものであろう。

#### 《後掲図表【Ⅲ】の手続きの流れ》

一方、過所発給の申請が決済された後に、実際に過所が申請者に発給されるまでの過程は、史料としては残っていないが、おそらくは都督の命を承けた戸曹参軍の指示により、戸曹司の府・史が前掲のような書式を有する過所を作成したと推測される。その際に、先に掲げたように過所は控えが残されているので、戸曹府・史は過所の副本を同時に作成したものと考えられる。過所の正本は、その後まず戸曹参軍が署名し、さらにそれが録事司に送られたと見られる。そして録事参軍が府州印を捺した上で、申請を受け付けた録事が申請者に過所を発給したものと思われる。この時、録事司では捺印した過所発給のことを「印歴」に事書きの形で書き留めたと考えられる。

上述した些か煩雑な過所発給の経過を、最後に図示しておきたい。

#### 結びに代えて

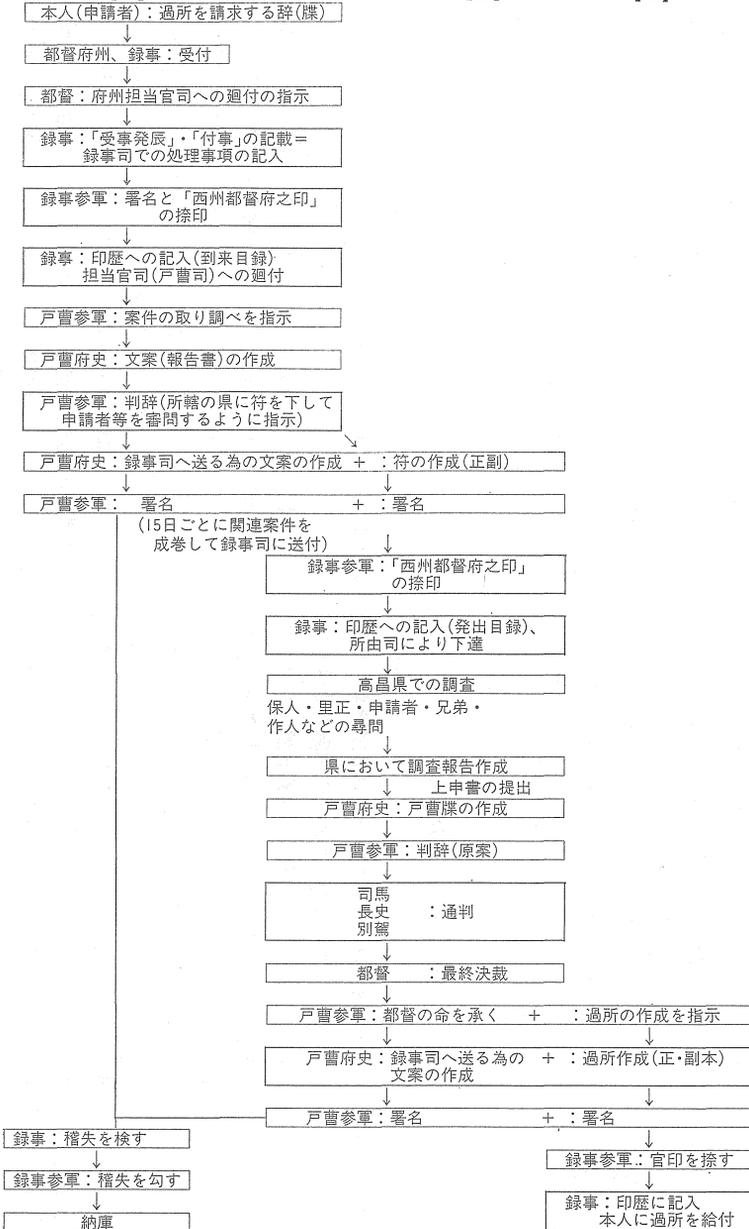
以上の検討により、西州府高昌県百姓の魏嘉琰は、過所の申請書（牒）を西州府の受け付け窓口（録事）に提出し、同じ録事より過所を受け取っていたことがわかる。ただし、このことは過所の提出窓口が常に府州司に指定されていたことを意味せず、魏嘉琰が府州司の録事に提出したのは、彼が所属する県司が府州司と同一の城邑に存在していたからに過ぎず、郭下県でなければ通常は県が窓口にて

表1. 過所取得の過程(1)

【I】

【II】

【III】



なり申請書を府州に上申したと考えられる。また本貫州県司における文書処理や申請者等の審査の過程については、一覧表にまとめたごとくである。本稿ではまた録事司で作成される「印歴」が、「到来文書目」や「発出文書目」としての性格を併せもつことを考えてみた。

何れにしても、最終的な過所発給の処決は都督もしくは刺史が下し、その判断のための実質的な取り調べは所属の県が行ったことは明らかである。また本文書で注目されるのは、過所を申請する麴嘉琰が第六等（中下）戸に属していたことである。沙州敦煌県や西州交河県（名山郷）および蒲昌県でも、六等戸は最高戸に属すことか<sup>(27)</sup>ら、おそらく彼が所属する高昌県においても最上層の富裕戸であったと見られる。彼が率いてゆく人畜も、作人（雇用人）二人と馬一疋・驢十頭からなり、これらを整えるには相当な財力が無ければ無理であろう。ちなみに西州高昌県某郷の「戸口帳」によれば、牛に比べて馬と驢は極端に少ない家畜となっていたこと<sup>(28)</sup>がうかがえる。ただしこのことは、過所を申請して本貫を離れる百姓が一握りの富裕戸に限られていたことを直ちに意味するものではない。多くの百姓にとって郷里を合法的に離れる機会が、兵役があるいはこうした富裕戸が郷里を離れる機会に作人となること<sup>(29)</sup>ばかりでなく、様々なケースがトゥルファン文書に見えており、今後個別的に分析を加えてゆく必要があろう。

また本稿で検討した麴嘉琰と同様に、馬驢・作人を率いて本貫を

離れる西州百姓である前掲②の石染典は明らかにソグド商人であり<sup>(30)</sup> 交易の目的で東西を往来している。この場合、過所発給の過程が本稿で検討した過程と同じであったのかどうか問題となる。本稿では紙面の都合で西州高昌県百姓、麴嘉琰の場合のみを取り上げたが、この問題については稿を改めて論じたい。

#### 注

- (1) 礪波一九九三、六七四〜七二二頁。
- (2) 礪波一九九三、六六三〜六七三頁。礪波氏が取り上げられた論致以外に、過所・公驗関係文書を詳細に分析したものと見て呉一九八九・一九九〇がある。なお程喜霖氏には、程一九九一・一九九二のほか、過所・公驗文書を利用した論稿を数多く発表している。また最近では中村一九九六、山岸一九九六がある。
- (3) この点について明確に指摘したのは、杉井正臣氏である。杉井一九九〇、一六二頁。
- (4) これらの過所に関する情報は、礪波一九九三、六七四〜七〇九頁に与えられている。
- (5) 仁井田一九三七、八四七頁。程一九八五、一二二頁。礪波一九九三、七二二頁。山岸一九九六、三五頁・五二〜五三頁注⑥。中村一九九六、五三頁。このうち礪波氏は、中央の左右衛門も過所を発給したとされる。
- (6) ただしDは、『文書』（四一頁）によると、戸曹府史の官員名にかけて捺印していることになっているが、関一九八六、図版二一九では日付の部分に官印の跡が残っているように見える。
- (7) Eは明らかに本過所発給の官司である西州都督府に留められた写しと認められ、敦煌莫高窟で発見されたCも写しと考えられる。礪波一九九三、七〇八頁。程一九九二、四三三頁。ただしCは、沙州発給の過

所の後に、同州東方の守捉・成を東進した際の取り調べ記録が連ねられているので、写しであるとしてもこの過所は沙州に留められたものとは考えにくい。

- (8) 唐公式令の「過所式」については、滝川一九五八、(中)八六頁、程一九八五、一三三頁、中村一九九六、一三〇～一三三頁、仁井田・池田一九九七、二七三頁など参照。
- (9) 山岸一九九六、三五頁。
- (10) 中村一九九六、五三頁。
- (11) 中村一九九六、一三〇～一三三、二四一～二四五頁。小野一九九七、一五〇頁。
- (12) ただしすべての項目が記載されるわけではなく、なかには種類と疋頭数だけの場合もある。養老公式令の過所式によると「其毛牡牝馬牛若千四頭」とあり、年齢の項目はない。仁井田・池田一九九七、二二七三頁。このほか滝川一九五八、(中)八六頁参照。
- (13) 小野氏は原語に忠実に「よりこのかた」と訳される。小野一九七七、一五〇頁。「大唐新定吉凶書儀」(S. 6337, V. 14)に見える「転牒式」に「転牒上都已来」とあり、「戸部格殘卷」(S. 1347)に「安西已来」とあり、何れも「〜まで」の意味で用いられている。編纂史料においてもその例は枚挙に遑ない(張九齡「勅吐蕃贊書」。「曲江集」卷十一「西從葱嶺已来」等)。ちなみに「某年某月」士以往」も、「某年某月」以前」を意味する。
- (14) 申請書として牒を提出するののか、辞を提出するののかは、中村一九九六、二四八頁参照。
- (15) 礪波一九九三、六九六頁。
- (16) 滝川一九五八、(下)一八頁。程一九八五、二四頁、程一九八六、五六頁参照。
- (17) 〈録文〉『文書』九、五一～七〇頁。〈写真、一部〉『文物』一九七五—一九七六、二〇二頁、新疆博一九七五、六一頁。
- (18) 戸曹參軍の「元」が梁元環、また後掲の録事參軍の「思」が宋九思であることは既に程喜霖氏により指摘されている。程一九八六、五四頁。
- (19) 六六行目の文字の移録については、定まった見解はまだない。池田一九七九、三六六頁・杉井一九九〇、一七四頁・程一九八六、五〇頁は「一日勤」とし、中村一九九六、二四六頁は「召勤□」とし、呉一九八九、三八〇頁は「過了」と移録する。ここでは西州蒲昌県作成の牒文末尾に、同様に「廿五日勤」と書き入れがある(池田一九七九、三六八頁)ことを重視し、「一日勤」としておいた。
- (20) 過所発給の過程については程一九八五・一九八六、王一九八七、呉一九八九、杉井一九九〇、中村一九九六などがそれぞれ検討しているが、なかでも杉井氏は最も詳細に分析している。また中村氏は官文書全体を見据えた上でこれを検討しており、さらに州県の文書行政の流れについては、内藤乾吉氏の研究が今でも大変に有益である。内藤一九七九、二二三～三四五頁。本来ならば、既に検討されている点については逐一注記を付さなければならぬが、あまりにも注が煩瑣になることから必要最小限に留めざるを得なかったことを予めお断りしておく。
- (21) 中村一九九六、二四八頁に指摘されるように、麴嘉琰が辞ではなく牒を提出したのは彼が官人であったからである。
- (22) この問題については程喜霖氏は、申請書は高昌県で受け付けてから州府へ牒上するものと解するが、本文で論ずるように郭下県ではそうしたことは認めがたい。程一九八六、五四頁。
- (23) 内藤一九七九、二二三～二三三頁。
- (24) 録事司の「印歴」とは、「西州都督府之印」を捺印した文案の目録のことである。内藤乾吉氏が検討される「文牒の目を文書発行簿ともいうべきものに書き記す」(内藤一九七九、三一九頁)とは、この「印歴」への書き入れを指したものであり、録事司の職務であったと

考えられる。その実例は、録事司ではないが、軍鎮において録事司的な機関となっていた孔目司が作成した「印歴」が残されている。既に荒川一九九七、図版第二に録文と写真を公表したが、文書題名が不適切であったことと一部録文を省略して載せたので、以下に文書題名を訂正して全録文を掲げておく。

「北庭淨海軍兵曹司開元十五年（七二二）十二月印歴」（S. 11468, G）  
 2、3行目に「淨海」軍之印あり

- 1 兵曹司開元十五年十二月印歴 典 杜言 官 樂元
  - 2 五日除中軍為取李景廉訖上事。
  - 3 陳車坊為取扶車兵王玄力事。
  - 4 陳西門為取高漢子事。 陳曹曹為磨甲兵事。
  - 5 陳東道守捉為置堡子事。
  - 6 右伍道典杜言 官樂瓊
  - 7 七日除倉曹為傅大斌身死事。
  - 8 陳右一軍為同前事。 陳六軍為祈年支材木來口。
  - 9 陳虞候為同前事。 陳車坊為取患損兵陸奉礼事。
  - 10 陳作坊為取患損匠龐珪事。 陳左一左二軍為取患損兵。
- (後 欠)
- (25) 勾・檢の相違については、滋賀一九七九、二四一〜二四二頁参照。
  - (26) 内藤一九七九、三一八頁。
  - (27) 敦煌・トゥルファン文書（戸籍や差料簿など）に見えるところでは、西州・沙州の県下の郷における最高の戸等は中下戸（六等戸）もしくは下上戸（七等戸）である。池田一九七九、六七・二八六・三三六頁など参照。
  - (28) 「唐西州某郷戸口帳」(GATKMI: 29(a), 30(a))『文書』四、一一

唐の州県百姓と過所の発給

頁)より、西州高昌県下の某郷では、一四六頭の去勢した牡牛と四七頭の牝牛が存在したのに対して、馬は六匹、驢は七頭しかないことがうかがえる。

(29) もちろん過所を申請して本貫を離れる百姓がすべて富裕戸であったわけではない。前掲の安西給過所放還京人、王奉仙（本貫、京兆府華源県）⑧北庭都護府金滿県百姓、蔣化明など様々なケースが認められる。『文書』九、五八〜六七頁。

(30) 池田一九八〇、三二六〜三三〇頁など参照。

(略号)

『文書』・・・国家文物局古文獻研究室・新疆維吾爾自治区博物館・武漢大学歴史系編『吐魯番出土文書』一〜二〇、文物出版社、一九八一〜一九九〇年。

(引用文献)

- 荒川正晴  
 一九九三 『中央アジア地域における唐の交通運用について』『東洋史研究』五二二、二三〜五一頁。
- 一九九七 『クチャ出土「孔目司文書」攷』『古代文化』四九、一〜一八頁。
- 池田温  
 一九七九 『中国古代籍帳研究』東京大学出版会。
- 一九八〇 『敦煌の流通経済』講座敦煌。敦煌の社会。大東出版社、二九七〜三四三頁。
- 大津透  
 一九八八 『唐律令制下の力役制度について―日唐賦役令管見―』『東洋文化』六八、一〇九〜一四八頁。
- 小野勝年  
 一九七七 『唐の開元時代の旅行証明書について』『東洋学術研究』一六一、一四六〜一五七頁。

滋賀修三

一九七九 「名例(訳注)」「訳注日本律令五、唐律疏議訳註篇一」東京堂出版。

杉井正臣

一九九〇 「唐代の過所発給について」布目潮瀧博士古稀記念論集『東アシアの法と社会』汲古書院、一五九〜一八九頁。

滝川政次郎

一九五八 「過所考(上・中・下)」『日本歴史』一一八・一二九・一二〇、二〇〇〜二八・八四〜八九・一四〜二三頁。

礪波護

一九九三 「唐代の過所と公驗」『中国中世の文物』京都大学人文科学研究所、六六一〜七二〇頁。

内藤乾吉

一九六三 「中国法制史考証」有斐閣。

中村裕一

一九九六 『唐代公文書研究』汲古書院。

仁井田陞

一九三七 『唐宋法律文書の研究』東方文化学院東京研究所。  
一九六〇 『中国法制史研究 土地法・取引法』東京大学出版会。

仁井田陞・池田温(等編)

一九九七 『唐令拾遺補』東京大学出版会。  
一九九六 『入唐求法巡礼行記』にみえる過所・公驗』『史学研究集録』二二、三三〜五四頁。

王仲壑

一九八七 「吐魯番出土の幾件唐代過所」『崑崙山館叢稿』中華書局、二七四〜三一四頁。

関蔚然(編)

一九八六 『絲綢之路』文物出版社。

吳震

一九八九・一九九〇 「唐開元廿一年西州都督府処分行旅文案殘卷の復原と研究」『文物研究』五・六、三七〇〜三八七頁・二九九〜三五頁。

新疆維吾爾自治區博物館(編)

一九七五 『新疆出土文物』文物出版社。

錢大群(訳注)

一九八八 『唐律訳注』江蘇古籍出版社。  
程喜霖

一九八五 「唐代的公驗与過所」『中国史研究』一、一二二〜一三四頁。

一九八六 「唐開元二十一年(七三三)西州都督府勘驗過所案卷」考釈兼論請過所程序与勘驗過所(七)『魏晉南北朝隋唐史資料』八、四八〜五九頁。

一九九一 「唐垂拱元年(六八五)康尼義羅施等請過所案卷」考釈『魏

晉南北朝隋唐史資料』一一、二三九〜二五〇頁。

一九九二 「護照与簽證功能合一的過所」『文史知識』八、四二〜四五頁。